

訪問看護ステーションき・ら・ら 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社耀・悠祐が開設する訪問看護ステーションき・ら・ら（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定予防訪問看護の必要性を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限り住み慣れた家庭や地域で、その有する能力に応じ希望する生活に近づき、安心して暮らし続けることができるように支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視して、可能な限り自立した生活が営めるように支援する。
- 2 ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
 - 5 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 8 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 9 広く一般に認められていない看護等については行わないものとする。
 - 10 ステーションは、正当な理由なくサービスの提供を拒まないこととする。

(ステーションの名称及び所在地)

第3条 ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションき・ら・ら
- (2) 所在地 福岡県福岡市東区若宮四丁目 6 番 14 号

(3) 電話番号 092-980-1792

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名(訪問看護師と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申込みに係る調整、主治医及び関係する事業者との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 看護師等 看護師 3名以上(うち1名は管理者と兼務)

看護師等は(准看護師は除く。)は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書、報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名以上(必要に応じ配置する)

在宅におけるリハビリテーションの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名以上(必要に応じ配置する)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び8月13日から8月15日までと、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) 訪問看護サービス対応日 年中すべて対応する。

(4) 訪問看護サービス対応時間 午前0時から午後12時までとする。

(5) 電話等により、24時間常時連絡・対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の希望、主治医(かかりつけ医師)の指示、居宅サービス計画を踏まえて、次のサービスを提供するものとする。

(1) 療養上の世話

清潔(入浴、清拭、洗髪、手・足浴、口腔ケア、整容、更衣等)の管理・援助、排泄(おむつ交換、摘便・排便コントロール等)の管理・援助、食事(経管栄養実施、胃瘻)の管理・援助、療養環境(室温調整、換気、日常生活用具等)の整備・支援、人工肛門管理・援助、人工膀胱管理・援助、緩和ケア、ターミナルケア、認知症・精神疾患の看

護、糖尿病療養指導・管理

(2) 診療の補助

健康状態のチェック、創傷処置、床ずれ予防・処置、カテーテル管理(膀胱留置カテーテル交換、膀胱洗浄等)の医療処置、人工呼吸器・在宅酸素療法等の管理・援助、気管カニューレの交換・管理、吸引・吸入、服薬管理、在宅中心静脈栄養実施・管理、血糖値管理、注射・点滴の実施・管理

(3) リハビリテーションに関すること

寝返り・日常生活動作の訓練、筋力訓練、関節可動域訓練等

(4) 家族支援に関すること

家族への療養上の指導、その他療養生活や介護サービスに関する相談・援助、家族の健康管理等

(5) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族へ説明を行う

(6) 訪問看護報告書の作成

(7) その他緊急時対応

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。基本利用料の額は1割・2割・3割となり、10円未満の端数は四捨五入する。利用者が長時間や休日あるいは営業時間以外の訪問看護を希望した場合は、基本利用料とは別に、訪問看護ステーションが定めた利用料を支払うこととする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費、その他の料金は、次の額を徴収する。

① 通常の事業実施地域 無料

② 通常の事業実施地域以外 1回の訪問につき 500円

③ エンゼルケアの料金は、10,000円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、福岡市東区・博多区、糟屋郡粕屋町、久山町、志免町、須恵町、篠栗町、宇美町とする。

なお、福岡市東区は三苫及び塩浜以西を除く。

(緊急時および事故発生時における対応方法)

- 第9条 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他の緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護職員は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、当該利用者の家族等に報告しなければならない。
- 3 ステーションは、事故が発生したときには介護サービス事故に係る報告要領に沿って、関係市区町村に報告を行うこととする。
- 4 ステーションは、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(衛生管理等)

- 第10条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第11条 ステーションは、事業の実施に際し居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第12条 ステーションは、利用者が正当な理由なしに指定訪問看護等の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(利益供与・享受の禁止)

- 第13条 ステーション及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対

し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 ステーション及びその従業者は、利用者及びその家族等からサービスの提供の対価としての利用料等を除く、金品その他の財産上の利益を享受してはならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第14条 ステーション及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第15条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、ステーションに苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

詳細は別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(虐待の防止)

第16条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内 新入職員研修計画による。

(2) 継続研修 毎月1回 現任職員研修計画による。

2 ステーションは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 ステーションは、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社耀・悠祐とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第19条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

附則

この規程は、平成24年2月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月9日から施行する。

第3条 2 所在地を 「福岡県福岡市東区若宮二丁目29番25号」 から「福岡県福岡市東区若宮四丁目6番14号」

に変更する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

第 7 条 1 「当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。」から「1 割又は 2 割の額とする。」に変更する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 4 条 3 「理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1 名以上（必要に応じ配置する）」を追加する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

第 9 条 「（緊急時における対応方法）」を「（緊急時および事故発生時における対応方法）」に変更する。

第 9 条 1 「看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、」から「看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に利用者の病状に急変・その他の緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、」に変更する。

第 9 条 2 「看護職員は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。」から「看護職員は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、当該利用者の家族等に報告しなければならない。」に変更する。

第 9 条 3 「ステーションは、事故が発生したときには介護サービス事故に係る報告要領に沿って、関係市区町村に報告しなければならない。」を追加する。

第 9 条 4 「ステーションは、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じるものとする。」を追加する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

第 7 条 1 「法定受領サービスであるときは、その 1 割又は 2 割の額とする。」から「法定受領サービスであるときは、その 1 割・2 割・3 割の額とする。」に変更する。

この規定は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条 2 「ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。」 3 「ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。」 5 「ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。」 6 「事業の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。」 7 「事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。」 8 「事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。」 9 「広く一般に認められていない看護等については行わないものとする。」 10 「ステーションは、正当な理由なくサービスの提供を拒まないこととする。」を追加する。

第 4 条 (4) 「事務職員 1 名以上 必要な事務を行う。」を追加する。

第 6 条 「指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、主治医(かかりつけ医師)の指示書に基づき」を「指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、利用者の希望、主治医(かかりつけ医師)の指示、居宅サービス計画を踏まえ

て」に変更する。(3)「リハビリテーションに関すること 寝返り援助、日常生活動作の援助」を「寝返り、日常生活動作の訓練、筋力訓練、関節可動域訓練等」に変更する

(5)「訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族へ説明を行う」 (6)「訪問看護報告書の作成」を追加する

(衛生管理等) 第10条を追加する。

(居宅介護支援事業者等との連携) 第11条を追加する。

(利用者に関する市町村への通知) 第12条を追加する。

(利益供与の禁止) 第13条を追加する。

(秘密保持及び個人情報の保護) 第14条を追加する。

(苦情処理) 第15条を追加する。

(虐待の防止) 第16条を追加する。

(業務継続計画の策定等) 第17条を追加する。

第18条 2と3を 第14条 1と2へ移動する。 2「ステーションは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。」 3「ステーションは、事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。」を追加する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。

第19条 (身体拘束の原則禁止)を追加

以下余白